



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第64号 : 研究特集 I
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 64, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78875
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高昌「田畝(得・出)銀錢帳」について(上)

— 『吐魯番出土文書』割記(一〇) —

關尾史郎

【はじめに】

麹氏高昌国時代(五〇一～六四〇年。表題も含め、以下、高昌〈国〉と略記)の税制について、編纂史料が語るところとしては、『周書』卷五〇西域下高昌傳(以下、高昌傳)の「賦税則計田輸銀錢、無者輸麻布」というわずか一三字からなる、しかもそれだけでは解釈が成立しえない一文があるにすぎない⁽¹⁾。しかし近年トゥルファンから出土した「延壽八(六三一)年六月□□等田畝出銀錢帳」(68TAM99:2〈録〉『文書』IV、補遺五〇頁以下)と、「高昌年次未詳將顯守等田畝得銀錢帳」(67TAM78:17(a), 18(a), 19(a), 28(a)〈録〉『文書』IV、六八頁以下)の二点の文書(以下、表題も含め、「田畝銀錢帳」)は、この高昌傳の短い記述、とくにその中核ともいえるべき前半部分が正しかったことを証明するのみならず、「計田」の具体的な内容を示唆させるきわめて注目すべき史料として論者の注目を浴びている。例えば盧開萬氏は、高昌国の税制に関する最初の専論ともいえるべき「試論麹氏高昌時期的賦役制度」⁽²⁾において、これら二点をただ単に高昌傳の「計田輸銀錢」を具体的に証明するのみならず、高昌国時代の田租の諸特徴を窺い知ることができる文書と評価した上で、この「計田輸銀錢」が主として田土の好悪(肥沃度)を基準に徴収されたものであると判断した⁽³⁾。

しかし一方ではまた、別稿で論じたように⁽⁴⁾、高昌国の納税証明書ともいえるべき條記文書からみるかぎり、田租は生産物やその加工品で賦課され、かつ原則的にそれによって納入されていたことは疑いないところでもある。すなわち銀錢と銅錢とを問わず、田租が錢貨によって賦課・納入されていたことを條記文書の内容から示すことはできない。したがって、高昌傳の記事やこの「田畝銀錢帳」の銀錢と條記文書の田租を等置することには躊躇せざるをえないのであって、むしろ両者は高昌国における同時代の異なる負担を示しているのか(換言すれば、盧氏をはじめ中国の多くの論者が説く銀錢=田租説は成立しないということになる)、別の時代の同じ負担を示しているのか、いずれかと考えるべきであろう(もちろん別の時代の異なる負担という可能性もある)。條記文書はいずれも高昌国末期の六二〇、三〇年代のものばかりであるのに対して、高昌傳の記事は六世紀中頃のことを記述しているので後者の可能性、すなわち田租が錢納から現物納に切り換えられたという事態も想定できるが、「田畝銀錢帳」も後述するように、ともに條記文書同様に六二〇年代以降のものであり、やはりここでは前者の可能性をとらざるをえない⁽⁵⁾。要するに高昌傳の記述と「田畝銀錢帳」をつなぎあわせて考えると、高昌国では六世紀から七世紀まで一貫して田土を単位として銀錢が賦課・納入されていたということが確認できるのである。そしてそれが現物納を基本とした田租とは別系統の負担であった(つまり銀錢=田租説は成立しない)ということは、六二〇、三〇年代に限定してのことだが、「田畝銀錢帳」と條記文書が併存していることから疑いないところである。

とすると、「田畝銀錢帳」はいかなる負担に関わる文書だったのであろうか。そればかりではない。そもそも高昌傳の記事すら、田租以外の負担について述べているということになる。したがってそれも含めて合理的な解釈が試みられなければならないのである。ここではこの問題を考えるための予備的な作業として、二点の「田畝銀錢帳」に則した分析を行なうこととしたい。

【録文と形態】

先ず二点の「田畝銀錢帳」を上げ⁽⁶⁾、簡単な解説を加えておきたい。

①延壽八（六三一）年六月□桄質等田畝出銀錢帳（68TAM99:2）

〔前 缺〕

- 1 □桄質田四、史阿種田四畝半六十歩、和梅頭六十歩、高延敷
- 2 □□、朱海忠田二、汜元海田三畝四十歩、馮方武田五畝六十歩、
- 3 □懷儒田二半、張元悦田三半、李善守田三半、黃奴々
- 4 田二半伯歩、樊慶延田二半、賈善来田二半六十歩、康
- 5 延隆田七、系保悦田二半。延壽八年辛卯歲六月七日、出銀
- 6 錢二文。

- 7 圖昌寺田四、孟叉強田五、左武相田三、白奴祐田二、禿發伯
- 8 □田四、豐□□□四、員延伯田二畝六十歩、趙衆養田四半、
- 9 ○○○○○周慶懌田六、夏永順田三半、賈婢女
- 10 田四、樊慶隆田二半、良朋悔田三半。
- 11 延壽八年辛卯歲六月七日、出銀錢二文。

前方部分が欠損しているが、形態についてはとくに際立った特徴といえる点はない⁽⁷⁾。しいて指摘するとなれば、第九行目冒頭の五字が抹消されていることと、第六行目と第七行目の間が一行程度空いており、内容的にもその前後でそれぞれ完結していることを予測させること、この二点であろうか。様式としては一見して明らかなごとく項目を羅列する帳簿の体裁を有しており、それは整理小組によって付された文書の表題にも反映されているが、その性格や機能についてさらに詳しく検討する際には、かかる形態上の特徴にも留意する必要がある。

②高昌年次未詳將顯守等田畝得銀錢帳（67TAM78:17 (a), 18 (a), 19 (a), 28 (a)）

〔前 缺〕

- 1 _____師玖拾限_____
- 2 _____銀錢貳文、將顯守_____
- 3 _____□玖拾歩得銀錢參文、_____
- 4 銀錢壹文半、將顯祐半畝_____得銀錢參文、道法師半畝得銀錢_____
- 5 半畝拾伍歩得銀錢參文、馮伯相玖拾歩得銀錢參文、_____
- 6 相半畝得銀錢貳文、王明憲肆拾歩得銀_____
- 7 文、麴郎文玉陸拾歩得銀錢貳文、康犢_____
- 8 得銀錢壹文、趙賢兒陸拾歩得銀錢_____
-
- 9 翟憲兒參拾歩得銀錢壹文、趙信惠_____
- 10 得銀錢壹文、令狐歡相陸拾歩得_____
- 11 趙洛願陸拾歩得銀錢貳文、海惠師半畝參拾歩得銀_____究居
- 12 陸拾歩得銀錢壹文、索僧伯陸拾歩得銀錢壹文、思懃_____柒拾歩得
- 13 銀錢貳文、道鑑師肆拾歩得銀錢_____拾歩得銀錢壹文、

- 14 曇曇師半畝參拾歩得銀錢參文、得銀錢肆文半、郎
- 15 中寺壹畝得銀錢肆文半、將來海相師陸拾歩
- 16 銀錢壹文、鄴臭兒陸拾歩得銀錢壹文、拾歩得銀錢壹
- 17 參軍善海陸拾歩得銀錢壹文、參軍客兒錢肆文、趙賢
- 18 得銀錢貳文、官人何視子參拾歩得銀文、安僧迦梨半畝
- 19 銀貳文、作人憲相陸拾陸拾歩得
- 20 文、鎮家壹畝得銀錢
- 21 、典録慶峻陸拾歩得銀錢壹文、
- 22 嵩師參拾歩得銀錢半文、紹
- 23 參拾歩得銀錢半文、
- 24 半文、海法師陸拾歩得銀錢銀錢壹文、劉
- 25 得銀錢壹文、作人寅捺陸拾歩得銀錢壹文、作人衆兒陸拾歩得
- 26 歩得銀錢半文、翟懷相陸拾歩得銀錢壹文、申保
- 27 陸歩得銀錢壹文。次主簿大憲夏

〔後 缺〕

①と違ってこちらは年次が未詳なので、先ずこの点から検討しておきたい。

②が出土したアスターナ七八号墓は夫婦合葬墓で、「唐貞觀十六（六四二）年四月嚴懷保妻左氏墓誌」⁽⁸⁾が出土しており、本文書を構成する四断片のうち28はこの女尸の紙鞋から析出されたものであり、ほかの三断片は女尸と、それに遅れて埋葬された男尸（嚴懷保）の中間に散見されたものである⁽⁹⁾。また伴出文書のうち紀年のあるものは二点だけだが、その紀年は高昌の延壽一一（六三四）年と唐の貞觀一四（六四〇）年であり⁽¹⁰⁾、このほか唐代の文書も少なくない。したがって②も高昌国の末期の作成にかかる可能性がきわめて大きいのであるが、このことは②の形態や内容からも傍証できる。第一は「奏聞奉信」印が捺されていることである。朱印が四か所に捺されているとのことだが⁽¹¹⁾、高昌国で官文書にこの印が用いられるようになるのは管見では末期に当たる六二七（延壽四）年以降のことである⁽¹²⁾。第二は「趙郎文玉」の名がみえていることである（第七行目）。「趙郎文玉」、すなわち趙文玉はやはり「趙郎文玉」として六四〇（延壽一七）年四月の符にもその名がある⁽¹³⁾。したがって②の作成年代も前者から六二七年以降、そして後者からさらに限定して六三〇年代と考えて大過ないであろう⁽¹⁴⁾。すなわち①と②は同時代、しかもほぼ同年代の文書と考えることができるのである。

形態については、①よりも豊かな特徴を指摘できる。先ず第一点は、上述の「奏聞奉信」印であるが、第二点は、二枚の紙を縫合して（第八行目と第九行目の間）書写されていること、そしてその縫背に「世規」と「文」という縫署が認められること⁽¹⁵⁾、さらに第三点は、紙背が「唐年次未詳（貞觀十六＝六四二年前）孫承等戸家口籍」（67TAM78:17(b), 18(b), 19(b), 28(b)〈録〉『文書』IV、八〇頁以下）として利用されていることである。このうち最後の点は、紙表である②の作成年代に対する上の推定を補強する有力な根拠になるが、先の二点は、この文書が①と類似した様式をもちながらも、単に項目を羅列するだけの帳簿とは区別される性格や機能を有していたことを予測させる。

おおよそ以上のことを確認した上で、次に様式以下の諸点についてあらためて検討してみよう。

【様式と性格】

ここでは、二点の「田畝銀錢帳」の様式と性格について検討する。もっともこの問題については、「田畝銀錢帳」なる表題自体がとりもなおさずそれへの解答になっているという意見もありえよう。しかし前節における検討結果を念頭にすれば、おのずとより新たな、そしてより豊かな理解に到達できるはずである。先ずは①から。

①の様式を記載事項とその順序からみてゆくと、「姓名（寺院名）＋「田」字＋面積（単位としての「畝」字の有無はその下の単位である「歩」の有無によるようだが、必ずしも一定ではない）」というのが基本的なパターンであることがわかる。すなわちここに記載されているのは各人について田土の面積のみであり、何件かのデータをまとめて列挙した最後に「延壽八年辛卯歲六月七日、出銀錢二文」と記されている。この紀年と出錢は第五行目から第六行目にかけると、最後の第一一行目の二か所にみえているが、前者は第一行目から第五行目までの一五件（以下、これを集団Aとする）の、また後者は第七行目から第一〇行目までの一三件（集団B）のデータに関わっていると考えるのが自然であろうから、やはり第六行目と第七行目の間の空白は意味をもっていたということである。つまりその前後で内容的にも完結しているのである。また文書全体のなかで動詞に相当するのはこのふたつの「出」字だけで、これが表題にも生かされている。面積が各人の保有地なのか、耕作地なのか、あるいは保有しかつ耕作した田土なのかという点や、それぞれの集団全体で二文を出したのか、集団を構成しているメンバーが各人二文ずつ出したのかという点については次節でゆずることとして、性格についてなお付け加えておくと、紀年が出錢との関連において明記されている点が注目される。これは①が六月七日に各人もしくは各集団から銀錢が出されてから作成された文書であることを示しているからである。つまり①は徴税＝負担の賦課のためにあらかじめ所定の官衙で作成され用意されていた台帳のような文書ではなく、むしろ既納者一覧表、あるいは納入状況調べのような文書であったということである。また第九行目の冒頭に抹消した形跡があったり、「畝」字の記入に規則性を欠いていたりする点は、これが担当の官衙の内部で作成され利用されたもので、上級の官衙に提出してその承認を仰ぐような文書ではなかった可能性が高いことを示唆させる⁽¹⁶⁾。第一一行目が集団Bに関する記述の最後であると同時に文書全体の末尾であることも確実なようなので、このことはほぼ疑いない。つまり①は「動かない文書」だったのである⁽¹⁷⁾。

次は②である。こちらの様式は、「姓名（身分または官職＋名、あるいは寺院名）＋面積＋「得」字＋「銀錢」＋銀錢額」というのが基本的なパターンである。①のように一件ごとに「田」字がないが、一方では①とは逆に一件ごとに「銀錢」の二字とその額が明記され、かつ直前に動詞である「得」字が挿入されている。とはいっても各人がその銀錢を獲得したというわけではあるまい。表題にも生かされているこの文字の意味するところは次節で検討するとして、②については、やはり「奏聞奉信」印と縫署に言及しておかねばなるまい。

「奏聞奉信」印が捺されている高昌文書は全部でも一〇点にすぎないが、上行する奏形式の文書、それとは正反対に下行する符、民間に交付される田畝作人文書、さらには經典題記と、捺印文書の性格はまことに多様である。しかしかかる性格の差異にもかかわらず、これらの文書はいずれも王命を受けて作成されたものと考えられるのであって、そこにまた捺印の原則を認めることができるのである⁽¹⁸⁾。したがって②の場合も、たとい①に類似した様式を有していたにせよ、担当の官衙の内部で使命を全うした「動かない文書」と考えるべきではなく、上級の官衙からひいては王のもとへ提出されたか、ないしは担当の官衙から郡県に設けられたその出先機関へ伝達されたかの、いずれかの機能をもった文書と判断せざるをえないのである。この点残念ながら様式からは伺いえないけれども、前後が欠損しており、とくに後方部分に上記のデータ以外の文言が記されていたと考えることも十分に可能である⁽¹⁹⁾。一方縫署についてだが、上奏文書の縫署に対する白須淨眞氏の分析結果によれば⁽²⁰⁾、縫署している官員は尚書系の某部（つまり担当の官衙）の長史（以下、長史相当を含む）か、もしくは門下系の門下校郎、通事令史、および侍郎などである。しかしこのうち門下系の官員は完整した複数の上奏文書をさらに縫合する場合にのみ関与しているので、一点の文書の作成途中において複数の紙を縫合する際に縫署するのは尚書系の某部の長史に限定されていたと考えてよい。また上奏文書以外では、②と同じように「奏聞奉信」印が捺されている兵員の派遣を指示した二点の兵部の文

書、すなわち「延壽十四（六三七）年七月兵部差人往青陽門等處上現文書」（72TAM171:19(a), 9(a), 8(a), 11(a)〈録〉『文書』Ⅳ、一二八頁以下）と「延壽十四（六三七）年七月兵部差人看客館客使文書」（72TAM171:12(a), 17(a), 15(a), 16(a), 13(a), 14(a), 10(a), 18(a)〈録〉同、一三二頁以下）の縫署「文勅」も兼兵部事（兵部長史相当）の趙文勅である⁽²¹⁾。高昌文書全体では一五点の文書に確認される縫署の全てを同一視することはできないが⁽²²⁾、少なくとも上記の文書から類推すれば、「世規」、「文」という②の縫署のうち最低でも一方は、この文書の作成・発行の主体となった尚書系の某部（文書の内容から判断すれば屯田の可能性が最も高いが）の長史のものだったということになる。要するに②は王命を受けた尚書系の某部が作成・発行した文書であり、一見すると帳簿様式であるが、当該の某部の内部で活用されたものではなく、記録として上級ないしは下部の官衙に報告・伝達されたというのが、本節における理解なのである。

内容に対する分析の前提条件はこれで満たされたと思う。次節ではいよいよ内容について検討しよう。（未完）

【註】

- (1) 後半部分の「無者輸麻布」の「無」字が田土と銀錢のいずれを指しているのか、これだけでは判然としない。ただ同じ『周書』卷五〇西域下龜茲國傳に、「賦稅准地徵租、無田者則稅銀錢」とあるので、「田」字が省略ないしは脱落したと考えるのが妥当であろう。
- (2) 唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢大学出版社、一九八三年。
- (3) 唐長孺氏は前者の文書を根拠として、田土の面積よりもむしろその肥瘠のほうが賦課基準としては重要であったという。同氏「新出吐魯番文書発掘整理経過及文書簡介」（『東方学報』京都第五四冊、一九八二年〈改題して、同氏『山居存稿』北京 中華書局、一九八九年、所収）。
- (4) 「條記文書」（二）、第一節第一項、参照。
- (5) 田租が錢納から現物納に切り換えられたという仮説が成立しがたいもうひとつの理由は、六世紀以降、ソグド人の交易活動が活発化するのにもなって、長期的に銀錢の流通が促進される傾向にあったこと（荒川正晴「トゥルファン出土「趙氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐる」〈『外国学研究』〔神戸市外国語大学外国学研究所〕第二一号、一九九〇年〉、参照）、そしてそれに関連してのことと思われるが、遠行馬の供出義務が遠行馬錢の納入によって代替されるようになったと考えられることであり、かかる趨勢のなかにあってひとり田租だけが逆に現物納に転化したとはおよそ考えられないことである。
- (6) 以下の録文はできるだけ原文書を再現するように努力したが、技術的な制約によって異体字や別字を繁体字に改めざるをえなかったものもある。
- (7) ①が出土したアスターナ九九号墓からは墓磚も随葬衣物疏も出土していないので、墓主は不明である。また三点の伴出文書のなかに紀年文書はない。
- (8) 67TAM78:1 〈録〉「墓誌録」、五九〇頁録注八四。
- (9) 『文書』Ⅳ、六二頁解説、参照。
- (10) 「延壽十一（六三四）年十一月主客殘奏」（67TAM78:25(a) 〈録〉『文書』Ⅳ、六三頁以下）、ならびに「唐貞觀十四（六四〇）年西州高昌縣李石住等戸手實」（67TAM78:16(a), 29(a), 32, 30, 21(a), 22(a), 26, 31, 13 〈録〉同、七一頁以下）。
- (11) 『文書』Ⅳ、六八頁題解、参照。
- (12) 「官印文書」（Ⅲ）、参照。
- (13) 「延壽十七（六四〇）年四月屯田下交河郡・南平郡及永安等縣符爲遣趙文玉等勸青苗事」（73TAM519:19/2-1 〈写〉『文書』Ⅳ、図三 〈録〉同、一二四頁以下）。

- (14) 第四行目に「將顯祐」なる名がみえているが、参軍が將と称されることがあったとすると（「條記文書」（二）、第一節第二項、参照）、これは民部参軍の汜顯祐だった可能性もある。もしそうだとすれば、彼は六二七（延壽四）年閏四月から程遠くない時期に死去したと思われるので（その根拠は、「延壽四（六二七）年閏四月参軍汜顯祐遺言文書」〈64TAM10:38, 41, 42 〔録〕『文書』Ⅴ、七〇頁以下〉である。なおここには①にみえる員延伯が「臨坐」として名を連ねており、彼が左親侍左右なる官職にあったことがわかる）、②の作成年代も六三〇年代まで下らせることは困難になろう。
- (15) 『文書』Ⅳ、六八頁題解、参照。
- (16) 田土面積や銀錢額に、普通の漢数字が用いられていることも、このような理解の傍証になろう。少なくとも②とはきわめて対照的である。
- (17) 高昌国時代の「動かない文書」の例として、かつて「章和五（五三五）年取牛羊供祀帳」（73TAM524:34(a) 〈写〉『文書』Ⅱ、図一 〈録〉同、三九頁）を取り上げたことがある。關尾「章和五（五三五）年取牛羊供祀帳」の正体－『吐魯番出土文書』割記（七）－」（Ⅰ～Ⅳ・未完）（『史信』〈新潟大学關尾ゼミ〉第二、三、一〇、一六号、一九八八～九〇年）。
- (18) 「官印文書」（Ⅰ）、および（Ⅱ）、参照。
- (19) 現存部分の最終行である第二七行の末尾の「次主簿太憲夏口」の部分は、データ記載の基本的なパターンとはやや様式を異にしており、あるいはデータの集計ないしは伝達に関わる文言の一部である可能性もある。
- (20) 白須淨眞「麹氏高昌国における上奏文書試釈－民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討－」（『東洋史苑』第二三号、一九八四年）、参照。
- (21) 前者の文書の末尾部分に、「威遠將軍兼兵部事麹文昂」（文昂は自署）の名がみえており、後者の同じ箇所にもほぼ同様な記載が確認されるのが根拠である。彼は文書の発行主体でもあるが、いずれも冒頭部分を欠いているので、文書自体の性格や機能については不明確な点が多く、「一定の期間官衙の内部に保存すべき正式の記録」という私見（「官印文書」〈Ⅱ〉）も推測の域を出ていないばかりか、前者にある中兵校郎麹某の自署をほとんど無視してしまっており、修正する必要がある。
- (22) 例えば「光」という縫署が二か所にわたって確認される「高昌年次未詳某寺條列糧食帳」（67TAM80:14, 15, 16/3, 16/2, 16/1 〈録〉『文書』Ⅲ、二〇八頁以下）は、いわゆる寺院經濟文書であり、縫署もこの寺院に所属する僧侶によるものであろう。

【引用文献一覧】

- 「墓誌録」：侯燦「解放後新出吐魯番墓誌録」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』北京 北京大学出版社、一九九〇年）
- 「條記文書」：關尾史郎「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（一～三・未完）（『人文科学研究』〈新潟大学人文学部〉第七四、七五、七八輯、一九八八～九〇年）
- 「官印文書」：關尾史郎「高昌文書の官印について－『吐魯番出土文書』割記（九）－」（Ⅰ～Ⅲ・完）（本誌第四〇、四一、四四号、一九九〇年）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)